

雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供について相談がある場合は、申し出てください。

事業主から障害者差別や「合理的配慮の提供がなされなかった」場合は、

当所 1F 総合案内 もしくは、**下記** までご連絡ください。

事業主に対して事実確認を行い、必要に応じ、助言、指導または勧告を行います。

【担当窓口】 新潟公共職業安定所

担当：事業所援助部門 雇用指導官

電話：025-280-8609

(31#)